

令和5年度第1回都市計画審議会

令和5年度 新守谷駅周辺地区

バリアフリー基本構想策定について

- ・ 新守谷駅周辺地区の現状
- ・ バリアフリー基本構想の策定目的
- ・ バリアフリー基本構想策定のメリット
- ・ 策定体制
- ・ 主要な策定スケジュール（案）

令和5年5月18日



新守谷駅周辺地区の現状

- ・ 関東鉄道常総線新守谷駅は、昭和57年3月開設のため、エスカレーター、エレベーター、車椅子対応トイレ、音声案内・点字案内等がない。
- ・ 駅へのアクセス道路についても、「駅前歩道橋」及び「きずな橋」の階段等もバリアフリー化されていない箇所がある。
- ・ 新守谷駅周辺においては、土地区画整理事業（事業期間：令和5年度～令和7年度予定）が計画されており、計画的な市街地整備が行われる予定である。

年度	一日平均利用者数
平成29年度	2,564人
平成30年度	2,770人
令和元年度	3,079人
令和2年度	2,549人
令和3年度	3,004人

関東鉄道常総線利用状況



新守谷駅の外観

バリアフリー基本構想の策定目的

- 利用者の多い新守谷駅のバリアフリー化や駅から主要な施設への経路となる道路のバリアフリー化が不十分であり、高齢者、障害者等が一人で移動できるまちとなっていない。
- 土地区画整理事業による新市街地整備にあわせ、駅及び駅周辺のバリアフリー化を進めることにより、まちの魅力を高めていくことが必要であることから、本地区における移動等円滑化基本構想(バリアフリー基本構想)を策定する。

目指す移動等円滑化基本構想の方向性

新守谷駅のバリアフリー化(公共交通特定事業予定)

駅周辺道路のバリアフリー化(道路特定事業予定)

土地区画整理事業による公共施設のバリアフリー化(道路特定事業、都市公園特定事業予定)

交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業予定)

心のバリアフリー化(教育啓発特定事業)

バリアフリー基本構想の策定目的

- 以下は、国が示す特定事業の例

ハード事業

公共交通特定事業
ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業
視覚障害者誘導用
ブロックの設置



車道との段差解消



建築物特定事業
建築物内のエレベーター
設置



障害者対応型便所



交通安全特定事業
音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



都市公園特定事業
園路の段差解消
障害者対応型便所の整備等



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の
整備



ソフト事業

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育(バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・多機能トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの利用マナー啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修



バリアフリー基本構想策定のメリット

- 公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を**国が補助事業として支援**。
- 守谷市では、「令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化基本構想策定事業）」として**本基本構想策定事業が交付決定された（令和5年4月28日付、関交推第18号）**。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

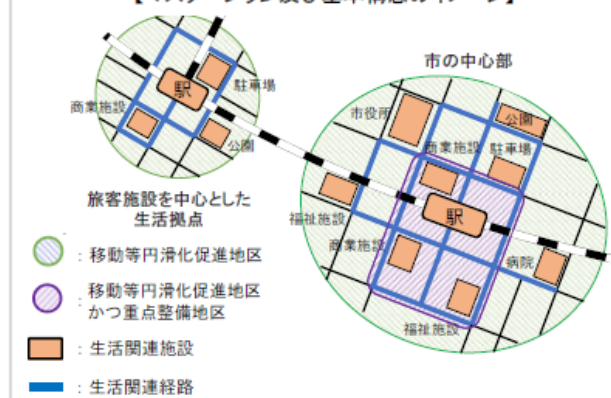
○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な経費

- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 地域のデータの収集・分析の費用
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 専門家の招聘費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用 等

※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1／2（上限500万円）

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



バリアフリー基本構想策定のメリット

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- ・ 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- ・ 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- ・・・車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- ・・・授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- ・ 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成の円滑化

- ・ 基本構想にバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- ・ 道路事業や市街地整備事業・都市公園緑地等事業等において歩行空間の整備や公園のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化の整備に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の重点配分の対象となる。

・策定体制

- 新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会を設置予定(設置要綱は4月21日付で公示・施行)
- メンバーは右のリストの通り
 - 令和5年5月10日付庁議で決定
- 学識経験者:村上 暁信
 - 筑波大学 システム情報工学研究科教授
 - 都市計画審議会副会長

委嘱区分	氏 名	選 定 理 由
学識経験者	村上 暁信	筑波大学システム情報工学研究科教授
高齢者、障がい者等の団体の代表者		守谷市身体障がい者相談員
		守谷市シニアクラブ連合会
		子育て関係(子育て関係福祉団体等)
公共交通事業者		関東鉄道(株) 鉄道部
		関東鉄道(株) 自動車部
		守谷タクシー協会
関係団体の代表者		守谷市地域公共交通活性化協議会
		守谷市商工会
関係行政機関の職員		国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
		茨城県取手警察署 交通課
		茨城県土木部都市局都市計画課
		茨城県土木部道路維持課
		茨城県竜ヶ崎工事事務所
市民		北守谷地区まちづくり協議会
		守谷B地区まちづくりふれあい会
市の職員	稲葉 みどり	守谷市健幸福祉部 部長
	石塚 成美	守谷市こども未来部 部長
	小林 伸稔	守谷市教育委員会 部長
	浅野 克夫	守谷市都市整備部 部長



主要な策定スケジュール(案)

- 策定支援業務入札 : 5月下旬
- アンケート準備 : 5月下旬から6月上旬
- 第1回委員会(概要説明等) : 6月下旬
- 住民意向調査(アンケート) : 7月上旬から8月上旬
- 第2回委員会(現地踏査等) : 7月中旬
- 第3回委員会(基本構想案) : 10月中旬
- 第4回委員会(パブリックコメント準備等) : 11月下旬
- パブリックコメント期間 : 1月上旬から2月上旬
- 第5回委員会(パブコメ対応及び公表) : 2月下旬
- パブリックコメント回答 : 2月下旬まで
- 基本構想計画書・パンフ印刷 : 第5回委員会後

説 明 は 以 上 で す